

## 名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第 193号。以下「法」という。）第47条第 1項の規定に基づき、次のとおり名古屋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行いますので、同条第 2項の規定に基づき公告します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市住宅供給公社 理事長 寺 澤 雅 代

- 1 名古屋市に代わって市営住宅等の管理を行う者  
名古屋市住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等  
名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）別表第 1  
に掲げる公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
  - (1) 法第 3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
  - (2) その他(1) に付随する業務を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間  
令和 8年 4月 1日から令和13年 3月31日まで